

静岡地方最低賃金審議会  
 第3回 はん用機械器具、生産用機械器具、業務用  
 機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会  
 議事要旨

開催日時	令和5年10月6日(金) 14時00分から16時20分まで		
開催場所	静岡地方合同庁舎 4階共用大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席2名	定数3名
	労働者を代表する委員	出席3名	定数3名
	使用者を代表する委員	出席3名	定数3名
議題	1 特定最低賃金の改正決定について 2 その他		
議事要旨	本会議は、公開・非公開		
<p>1 特定最低賃金の改正決定について</p> <p>第2回専門部会の審議結果について、部会長より確認した後、公益委員が労、使委員へ個別に意見聴取を行った。</p> <p>労使へ個別に意見聴取が行われたが労使の意見の一致には至らなかった。そのため公益委員から公益委員案を示し出席者の表決により採決を行うこととなった。</p> <p>公益委員案では、本産業は本県の基幹的産業であり、本産業の活性化が静岡県経済の発展に重要であること、生産の回復がみられるものの、円安やコスト増大が利益に影響しており、価格転嫁も不十分であり、100年に1度の大変革を迎えEV化シフトへの懸念もあることが述べられた。また、使側からは設備投資等による資金面の問題が指摘され、労側からは生き残りのための人材確保に資する優位性確保が必要だとの意見が出されたことにも言及している。さらに、引上げの必要性は労使の共通の認識であったとし、</p> <p style="padding-left: 2em;">公益委員案</p> <p style="padding-left: 2em;">現行の時間額995円から、33円引上げて、1,028円とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">発効日は指定日発効、令和5年12月21日とする。</p> <p>採決の結果、部会長を除く出席委員7名中、賛成7名、反対0名であったため、全会一致で、公益委員案で部会決定し、結審した。</p> <p>審議会令第6条第5項を適用することとしていることから、審議会長名で静岡労働局長に静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について答申が行われた。</p> <p>事務局より、本日、答申の要旨を公示し、異議の受付を開始する。異議締切は10月23日となる。異議がなかった場合は、官報公示を行った後12月21日から効力が発生し、異議があった場合は、11月6日に審議会にて異議に対する審議を行う旨説</p>			

明があった。

2 その他

専門部会の廃止について、本日の答申に対する異議がなかった場合にはその時点で、異議があった場合は、審議会で再審議の必要性がなしとなった時点で廃止する旨事務局より説明があった。

3月予定の審議会の公開について、他の特定最低賃金も含め、異議に対する審議会が開催される場合はその審議会で、開催されない場合、メールにより各委員に諮り、決定する旨事務局より説明があった。